

**がんばる企業応援資金**

事業の拡大や新たな事業分野への進出もしくは経営・サービスの効率化と近代化を目指す  
釧路市の中小企業者に、融資を斡旋します！

**要件**

(1) 市内で事業を営む中小企業者又は協同組合等であること
(2) 同一事業を原則として1年以上引き続き営んでいること
(3) 事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること
(4) 市税の滞納がないこと

**対象事業**

(1) 事業の拡大に充てるもの
① 新製品、新技術、新サービスなどの新規事業化に取り組むもの
② 販路拡大（取扱商品の販売先の新規開拓）に取り組むもの
③ 新たな工場の操業、店舗の出店等に取り組むもの
④ 事業拡大等を目的に企業再編に取り組むもの
⑤ 協同組合等が行う共同的な事業に取り組むもの
(2) 新たな事業分野への進出に充てるもの
① 新分野への進出や、経営の多角化に取り組むもの
② 第二創業（事業承継による後継者が業態転換や新事業・新分野に進出すること）をはかるもの
(3) 経営・事業の効率化・近代化に充てるもの
① 業務の効率化に取り組むもの
② 新エネルギーを使用するもしくは環境負荷を低減する施設及び設備（車輛を除く）の導入に取り組むもの

**貸付条件**

用途	運転資金・設備資金
貸付限度額	5,000万円 (運転資金の場合2,000万円、協同組合は設備資金に限り1億円)
貸付期間	運転資金： 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金： 15年以内（うち据置1年以内）
償還方法	割賦償還又は一括償還
貸付利率	3年目まで無利子（取扱金融機関貸付利率1.50%、利子補給1.50%）（※1） 4年目以降1.50%（取扱金融機関貸付利率1.50%、利子補給0.00%）（※1）
信用保証	必要に応じ北海道信用保証協会の保証付き
留意事項	認定経営革新等支援機関（※2）が作成を支援した事業計画書等を用意すること

※1 市中金利の変動により年度途中でも変更になる場合があります。

※2 認定経営革新等支援機関とは、中小企業者が安心して経営相談が受けられるように国が認定する公的支援機関で、金融機関、商工会議所、税理士、公認会計士、弁護士等が認定されています。市内における最新の認定経営革新等支援機関は、中小企業庁のホームページから確認できます。

**注意事項**

- (1) 本リーフレットはがんばる企業応援資金の概要を示したものです。事業の着手や融資条件の設定の前に、必ず下記連絡先までご相談ください。
- (2) 本制度は融資の斡旋を行うもので、融資の実行を保証するものではありません。
- (3) 制度の仕組みや取扱金融機関等について、釧路市中小企業融資パンフレットも併せてご確認ください。

**お問い合わせ・お申込み先**

釧路市 産業振興部 商業労政課 商業労政係 TEL. 0154-31-4548（直通）